

秋田市消防本部 1 day インターンシップ実施要領

令和 7 年 7 月 3 日

秋 田 市 消 防 本 部

1 趣 旨

この要領は、秋田市消防本部（以下「消防本部」という。）が実施する 1 day インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

インターンシップは、大学、短期大学、専門学校、高等学校等（以下「教育機関」という。）の学生および生徒（以下「学生等」という。）に対し、消防本部における就業体験の機会を設けることにより、学生等の就業意識の向上および消防業務に対する理解の促進を図ることを目的とする。

3 申込み手続

- (1) インターンシップへの参加を希望する学生等は、秋田市消防長（以下「消防長」という。）に対して 1 day インターンシップ参加申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 消防長は、申込書を受け付けたときは、受入れの可否を決定し、申込書を提出した学生等に通知するものとする。

4 実習生の身分、報酬等

- (1) 消防本部は、インターンシップへの受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、職員としての身分を付与しないものとする。
- (2) 消防本部は、実習生に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他いかなる経済的負担も行わない。

5 服 務

- (1) 実習生は、実習時間中、職員の指導および指示に従うとともに、実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- (3) 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 実習生は、実習の成果を外部に発表しようとする場合は、事前に消防長の承認を得なければならない。

6 実習の中止

消防長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生がこの要領で定める服務に関する規定に違反する行為を行ったとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

7 実習中における事故の責任

教育機関の代表者又は実習生は、実習生が消防実務や訓練等の体験実習に参加する場合、実習中の事故に備え損害保険および賠償責任保険に加入し、実習中における事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。